

台東区クーリングシェルター等募集要項

1 目的

台東区（以下「区」という。）では、熱中症による健康被害を防止し、区民の生命と健康を守るため、気候変動適応法（以下「法」という。）第21条に規定される指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）や、区独自の取組みである「涼み処」を区内各所に開設している。より多くの区民が利用できるよう、対象施設の拡充を進めていることから、実施可能な民間事業者の募集を行う。

2 指定要件

以下の要件を満たす施設をクーリングシェルターとして指定する。

- (1) 適当な冷房設備を有すること。
- (2) 当該施設の開放場所を利用するにあたって、金銭が発生しないこと。
- (3) 開放場所に椅子やソファ等が設置されていること。
- (4) 当該施設に職員等が常駐している又は巡回が可能であること。
- (5) 法第19条に規定する熱中症特別警戒情報が発表された時は、あらかじめ公開する開放可能日時において、当該施設を開放すること。
- (6) 熱中症特別警戒情報が発表されていない時においても、可能な限り「涼み処」として一般に開放すること。
- (7) 区長と当該施設の管理者との間において、法が定めた事項に関する協定を締結すること。

3 実施期間

毎年4月第4水曜日から10月第4水曜日までとする。ただし、この期間中に協定を締結した場合は、締結した日の翌日から実施するものとする。

4 開放日時

開放する日時は、当該施設の実情に応じてあらかじめ定めたものとする。

5 応募方法

- (1) 専用フォームから応募

以下のURL又は二次元コードからアクセスし、必要事項を入力のうえ応募する。

URL：<https://logoform.jp/form/sQhE/1139674>



- (2) 書面による応募

別紙「台東区クーリングシェルター等指定申込書」に必要事項を記入のうえ、台東区環境課に提出し応募する。

6 応募期間

随時

7 応募後の流れ

- (1) 区における内容の審査及び協定内容の確認
- (2) 協定の締結
- (3) 区ホームページ等における当該施設情報等の公表
- (4) 運用開始

8 指定後の流れ

- (1) 指定の更新
施設管理者から事前の申出がない限り、翌年以降も毎年指定を更新する。
- (2) 指定の解除
次に該当する場合、区は指定を解除できるものとする。
ア 上記「2 指定要件」を満たさなくなったとき
イ 施設管理者から指定解除の申出があったとき
ウ その他、指定が不適当であることが認められたとき

9 その他

公助良俗に反する、当該取組みの目的にそぐわない等、区が不適当と認める場合、区はクーリングシェルの指定をしないものとする。また、本協定に関する事項に変更が生じる場合は、速やかに区へ連絡すること。

10 問合せ先

台東区役所環境清掃部環境課普及啓発担当

〒110-8615

東京都台東区東上野四丁目5番6号

電話：03-5246-1281

Mail：kankyo.i6i@city.taito.tokyo.jp